中央キャンパス・上甲子園キャンパス
大学指定駐輪場を利用する学生のみなさまへ

学 生 部 学 生 課

駐輪許可申請手続きについて

兵庫県では、県下で自転車に乗るときには自転車保険※に加入することが義務づけられています。本学においても、自転車通学を希望する学生に保険加入を徹底するため、大学指定の駐輪場を使用するにあたっては、自転車保険への加入を必須条件としています。

つきましては、自転車での通学を希望する場合は、まずは各自、自転車保険への加入状況を確認し、加入していれば、**下の『駐輪許可申請書』に記入の上、学生課（建築学部は建築学部事務室）へ提出し、駐輪許可シールを受け取ってください。**薬学部・環境共生学部は、下の申請書を使用せず、学部事務室で駐輪許可申請を行ってください。なお、新入生は合格通知書に同封していた学生総合保険に自転車保険も含まれていますので、別の自転車保険に加入する必要はありません。

駐輪許可シールが貼られていない自転車は、放置自転車とみなして撤去処分いたしますのでご注意ください。

※ ここでいう「自転車保険」とは、自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。盗難補償や防犯登録とは異なりますので、ご注意ください。
個人利用向けの具体例として、自動車保険、火災保険、傷害保険等に付帯する個人賠償責任保険、共済、ひょうごけんみん自転車保険、ＴＳマーク付帯保険等があります。

以上

――――――――――――――――――――――――――――キリトリセン――――――――――――――――――――――――――――

年　　月　　日

駐　輪　許　可　申　請　書

学　籍　番　号	
所属（略称でも可）	
氏　　名	

加入している自転車保険（いずれかに○印をいれてください。）		学生総合保険
		その他（　　）
その他許可条件（する・しないのどちらかに○印をいれてください。）	次のいずれの条件も守ることを誓約しますか。（する・しない） (1)大学指定駐輪場以外の場所には、駐輪しないこと。 (2)他の利用者にも配慮し、整列して駐輪すること。 (3)駐輪する自転車には駐輪許可シールを貼ること。 (4)許可条件に違反する場合は、撤去されても異論ありません。	

☆駐輪許可シールの交付